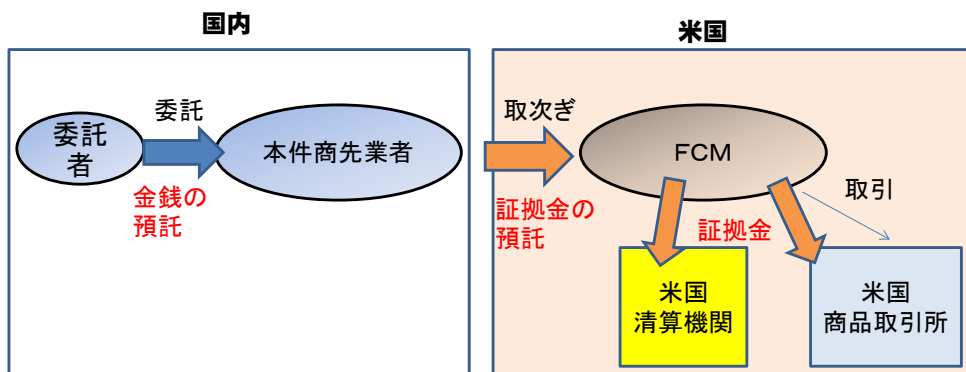


「外国商品市場取引に係る顧客資産の分離保管に係る規制の解釈について」への回答」に関する追加質問への回答  
(国内において商品先物取引業者二者の取次ぎを経る場合)

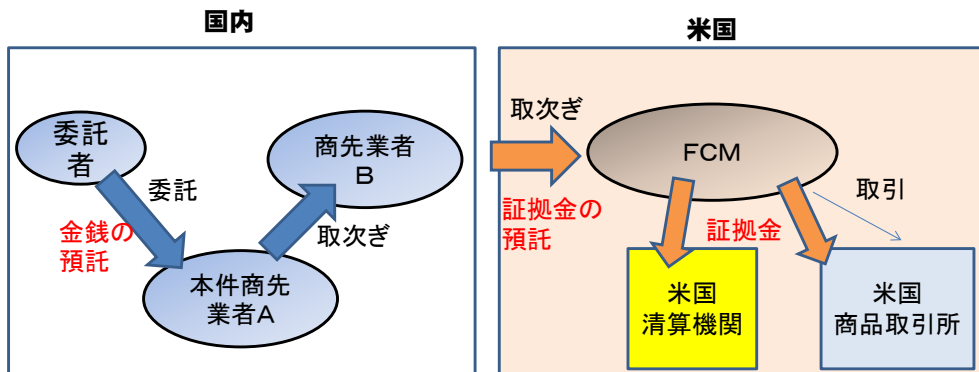
平成 25 年 3 月 5 日

平成 25 年 2 月 7 日付で回答した「外国商品市場取引に係る顧客資産の分離保管に係る規制の解釈について」への回答」(以下「前回回答」という。)に関して、追加的に質問があったため、以下回答する。

前回回答においては、以下の取引形態の場合について、回答を行ったところ。



これに対して、今回、国内の商品先物取引業者(以下「商先業者」という。)二者が取次ぎを行った場合(下図)、本件商先業者Aにおける顧客資産の分離保管の取り扱いはどのようなになるかという点について、質問があった。これについて、以下回答する。



本件の場合においては、本件商先業者Aについて次の措置(①～③)がとられれば、委託者資産の保全が十分に図られているといえ、本件商先業者Aが委託者から預託を受けた証拠金は、国内において分離保管措置の適用除外となる委託証拠金に「相当するもの」(商品先物取引法施行規則第98条の2第1項第1号、第97条第1項第3号二)に該当すると考えられる。

そのため、このような場合には、本件商先業者Aは分離保管措置をとることは要しないと考えられる。

なお、上図における商先業者Bにおいて分離保管を要するか否かに関する解釈については、

前回回答と同様に解することができると考えられる（本件におけるBについては、BとAの間でAの分離保管額の全額を返還する旨の特約が締結されている等の対応が行われているか、またはBに分離保管義務が課されているか、いずれかの状況であると考えられる）。

① FCMの分離保管額を把握すること

本件商先業者Aは、毎日、商先業者Bを通じてFCMにおける分離保管額を把握するとともに、委託者の求めがあった場合には当該委託者の分離保管額の確認に応じること。

② FCMの分離保管額が不足する場合等に対応すること

FCMの分離保管額が委託者資産の返還に不足することとなった場合や、本件商先業者Aが商先業者Bから委託者の資産を全額回収できなかった場合（例えば、商先業者Bが本件商先業者Aに対して抗弁権を有する場合、商先業者Bが倒産したといった場合等）であっても、委託者は本件商先業者Aに対して全額の返還を請求できる旨の特約が、委託者と本件商先業者Aとの間で締結されていること。

③ 商先業者Bからの送金は本件商先業者Aの専用口座になされること

商先業者Bから本件商先業者Aへの委託者資産の送金のため、当該送金の受入れに用いられる口座（本件商先業者Aの事業用口座とは異なる口座であって、その名義により委託者資産の受入れに用いられることが明らかなもの）を開設し、委託者資産は当該口座に送金されるようにすること。併せて、FCMと商先業者Bとの間でも同様の対応がなされていること。

以上